

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

変更があった事項	法人に関する変更		事業所に関する変更										加算										加算（共通）			介護職員処遇改善加算	休止	再開	廃止		
	法人の名称・所在地・代表者	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	事業所又は施設等の名称	管理者に関する変更	協力医療機関	事業所の名称	事業所の所在地	利用者の定員の変更	従業員の変更	利用料	通常の実施地域	施設等の区分・ユニットケア	機能訓練指導体制	個別機能訓練体制	夜間勤務条件基準	送迎体制	若年性認知症利用者受入加算	療養食加算	生活機能向上連携加算	生活相談員配置等加算	認知症専門ケア加算	看護体制加算	介護給付のみ ・夜勤職員配置加算 ・介護ロボット導入 医療連携強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ					サービス提供体制強化加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅲ
変更届出書（様式第4）	○	○	○	○	○注10	○	○	○注11	○注1	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○
法人の登記事項証明書の写し	○																														
事業所一覧	○注2																														
運営規程の新旧対照表（参考様式10）	△				△注3	○	○	○注1	○注1	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
運営規程	△				△注3	○	○	○注1	○注1	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○
「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」（参考様式1）【変更日から4週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、勤務間」を記載 ※併用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの 兼務証明書（写）（婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）【合格証書は不可】					○注3 ○注4			○注5	○注1			○	●	●	●					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	
利用料の複算の分かるもの（任意様式）										○																					
入所（入院）人数確認表								○								●															
協定書・連携契約書（診療科目が分かるものも添付）						○														●											
・事業所の平面図（専用区画変更の場合は変更前も添付） ・主たる場所の写真 ・事業所の部屋別施設（参考様式4）						○		○注5																							
賃貸借契約書、法人所有の場合は所有関係が分かるもの（不動産の登記事項証明書、固定資産税納税通知書の写しなど）						○注6		○																							
介護給付算定に係る届出書（別紙2）												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
介護給付算定に係る一覧表（別紙1・別紙1-2） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
看護体制加算に係る届出書（別紙8）																							●								
サービス提供体制強化加算（別紙15-6）																									●	●	●				
サービス提供体制強化加算Ⅰ（別添7）																									●						
サービス提供体制強化加算Ⅱ（別添8）																										●					
サービス提供体制強化加算Ⅲ（別添9）																											●				
実務経験証明書（参考様式15）																															
認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙18）																							●								
・夜勤職員配置加算算定表（別添23-1） ・（Ⅲ又はⅣの場合）暗夜吸引事業者の登録通知書の写し ・（介護ロボット導入の場合）介護ロボットの写真及び目録 ・車検証の写し ・ナンバーが写った車の写真 ・送迎車が賃貸にあつては契約書の写し																●															
休止届出書（様式第6）																															○注7
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等																															○注7
再開届出書（様式第5）																															○
廃止届出書（様式第6）																															○
・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・指定（更新）通知書の原本																															○
介護職員処遇改善（加算）実績報告書の提出に関する誓約書（別紙様式6）																															○注8

注1）人員変更は特例措置があります。詳しくは、介護保険指定・指導グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。
 注2）同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び2福祉相談センターのうち、関係する全機関に届出てください。
 注3）兼務関係の変更も届出が必要です。兼務関係に変更があった場合は、運営規程も変更してください。
 注4）住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。
 注5）定員減の場合は、添付する必要はありません。
 注6）不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。
 注7）休止届は、やむをえず人員基準等を満たさなくなりましたが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。
 注8）介護職員処遇改善加算を算定している場合に提出してください。
 注9）介護保険指定・指導グループのHP、「変更及び加算の届出について」の該当箇所をご覧ください。
 注10）法人の代表者又は管理者を変更する場合は「3変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。
 注11）市郡を超える移転の場合は図面相談の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加資料を求められることがあります。
 ※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください